

トランスペアレンシー・インターナショナル記者発表資料

世界貿易の輸出国の半数以上が外国公務員贈賄を処罰しない

ベルリン 2018 年 9 月 12 日 (ドイツ時間 0 時、日本時間午前 9 時)、報道解禁 — 世界の輸出大国を見ると、外国公務員に贈賄を行う企業を処罰してない国がほとんどである、と腐敗と闘う国際 NGO、トランスペアレンシー・インターナショナル (略称 TI、本部ドイツのベルリン) が発表した。

TI は、OECD 贈賄防止条約の下で外国公務員贈賄罪に対する執行状況を基に国を格付けし、「腐敗輸出報告書 (Exporting Corruption report)」として定期的に発表しており、本日 2018 年版を発表した。

本書によれば、44 の条約締結国中、外国公務員に贈賄を行った会社に対し積極的、または、適切な執行を行っている (有罪にしたり、解決金を課したりしている) と格付けられるのはわずか 11 カ国である。内、「積極的に執行を行っている」国は、ドイツ、イスラエル、イタリア、ノルウェー、スイス、英国及び米国であり、「適切に執行を行っている」国は、オーストラリア、ブラジル、ポルトガル及びスウェーデンである。ブラジル及びイスラエルは 2015 年の本調査での、「ほとんど執行していない」、もしくは、「全く執行していない」から、劇的に格付けが改善した。オーストリア、カナダ、フィンランド及び韓国 (この 4 国で世界の輸出額の 6.7 パーセントを占める) は執行レベルが下がった (特にフィンランドは最も下がった国である)。

OECD 贈賄防止条約は、署名国に対し、外国公務員贈賄を犯罪とすること、またそれに伴う法制度整備・執行などの対策を要求している。トランスペアレンシー・インターナショナルは、世界の輸出額に占める割合と関連づけて、この 4 年間に得られたデータを基に、署名国の執行状況を評価し、4 区分、即ち執行状況が「積極的」、「適切」、「限定的」及び「ほとんど、もしくは、全くなし」に格付けた。対象国は世界の輸出額の 80 パーセント以上を占める。

今年の報告書では、初めて、それぞれ世界の輸出額の 2 パーセント以上を占めるインド、シンガポール及び香港特別行政区と、世界最大の輸出国中国を評価した。この 4 国は OECD 条約署名国ではないが、外国公務員贈賄に対する執行を求める国連腐敗防止条約 (UNCAC) の締結国である。トランスペアレンシー・インターナショナルはこの 4 国に OECD 贈賄防止条約の締結を促している。

この4カ国は執行が「ほとんど、もしくは全くなし」の区分に入っている。執行が「限定的」および「ほとんど、もしくは、全くなし」の区分に入る合計33カ国で、世界貿易の約52%を占める。中国単独では全体の10.8%である。

トランスペアレンシー・インターナショナル会長のデリア・フレイラ・ルビオ氏はこう述べる。

「世界貿易のこれほど大きな部分が、法執行されることのない腐敗の影響下にあるというのは受け入れ難い。各国政府はOECDと国連の条約で外国公務員への贈賄に対する法を施行し、執行する約束をした。しかし、国営企業や大物政治家を含む大がかりな腐敗の主要事件を捜査することすらしていない」

トランスペアレンシー・インターナショナルでの本件の責任者で報告書を書いたジリアン・デル氏はこう述べる。

「外国公務員贈賄をした事業者を追及するためには、当局に強い法的枠組みをもたせること、また、関係機関への十分な資源（予算等）配分が必要だ。ホワイトカラーが犯す罪への捜査員や検察官および裁判所の資源（予算等）が不十分である国が多い」

トランスペアレンシー・インターナショナルは各国政府に執行努力の向上のほか、次のことを奨励している

- 最新のデータや事案情報の公表により、説明責任と抑止力を高めること
- 他国との相互司法協力を増やすことで国境を越えた捜査を容易にすること
- 外国公務員贈賄事案処理における透明性、説明責任及び手続きの適正さ(デュープロセス)を確保することでより公正に抑止・処罰を行うこと
- OECDの贈賄防止作業部会は、外国公務員贈賄、またそれに関連する資金洗浄罪及び不正会計に対して執行を行っていない国を積極的に公表し、非難すべきである。

以上

編集者への留意事項

この報告書はトランスペアレンシー・インターナショナルの「腐敗輸出報告書」第12版である。41カ国のOECD条約国と中国、香港特別行政区、インド及びシンガポールにおける各国支部及び専門家の協力を得て、当NGOのベルリンにある事務局で作成した。

各国は、4年間（2014年－2017年）における、①捜査開始、②事案開始（訴追）および

③処罰による事案終結の各局面での執行状況を基に評点が付けられている。このデータとその国の世界貿易における輸出額のシェアを基に、4つの執行状況の区分：執行に対して「積極的」、「適切」、「限定的」及び「ほとんど、もしくは、全くなし」に分類した。コスタリカ、アイスランド及びラトビアはこの分類には含まれていない。何故ならわずかな世界輸出シェアなので、執行区分に区別けすることが困難であるからである。コスタリカは新たな条約締約国であり、今日までの進行状況について初期評価することに意義があることから、国別評価を報告書に入れるようにした。

附則一執行区分による国別分類

「積極的執行」を行っているのは世界輸出の 27 パーセントを占める 7 カ国である

- 米国
- ドイツ
- 英国
- イタリア
- スイス
- ノルウェー
- イスラエル

「適切な執行」を行っているのは世界輸出の 3.8 パーセントを占める 4 カ国である

- オーストラリア
- ブラジル
- スウェーデン
- ポルトガル

「限定的執行」を行っているのは世界輸出の 12.3 パーセントを占める 11 カ国である

- フランス
- オランダ
- カナダ
- オーストリア
- ハンガリー
- 南アフリカ
- チリ
- ギリシャ
- アルゼンチン
- ニューージーランド

- リトアニア

「ほとんど、もしくは全く執行なし」なのは世界輸出の 39.6 パーセントを占める 22 カ国である。

- 日本、韓国、スペイン、メキシコ、ロシア、ベルギー、アイルランド、ポーランド、トルコ、デンマーク、チェコ、ルクセンブルク、スロバキア、フィンランド、コロンビア、スロベニア、ブルガリア、エストニア

プラス中国、香港、インド、シンガポール（いずれも OECD 条約非締結国）

以上、翻訳 トランスペアレンシー・ジャパン理事

杉浦保友（日大客員教授、英国弁護士）

翻訳監修 同理事長 若林亜紀（ジャーナリスト）